

群馬県立女子大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則(昭和54年群馬県規則代11号)第3条の規程に基づき、群馬県立女子大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書・逐次刊行物・視聴覚資料(以下「図書館資料」という。)を利用する者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員・旧教職員・本学名誉教授
 - (2) 本学学生(研究生・聴講生及び特別聴講生を含む。)
・卒業生
 - (3) その他館長の許可した者
- 2 県民等への公開について必要な事項は、別に定める。

(利用時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要により変更することがある。

- (1) 授業のある日 9時から19時
- (2) 授業のない日 9時から17時

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 県民の日(10月28日)
- (4) 開学記念日(5月10日)
- (5) 年未年始
- (6) 館内整理日(毎月末)
- (7) その他館長が休館を必要と認めた日

(利用区分)

第5条 図書館資料の利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 特別貸出

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、閲覧室で閲覧するものとし、館外に持ち出してはならない。

(館外貸出)

第7条 館外貸出を受けようとする者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 学生課にて、学生証兼「図書利用カード」の交付を受けなければならない。
- (2) 館外貸出を受けようとする場合は、「図書利用カード」を係員に提出しなければならない。

(館外貸出の冊数及び期間)

第8条 館外貸出ができる期間・冊数は、次のとおりとする。ただし、春季・夏季・冬季休業の期間における館外貸出については、館長の定める冊数及び期間とする。

- (1) 貸出期間は、14日間とする。(ただし、貸出期間内であれば継続貸出ができる)
- (2) 貸出冊(点)数は、学生・研究生・聴講生・科目履修生について4冊(点)とし、大学院生については10冊(点)とする。(ただし、いずれも図書・視聴覚資料をあわせた点数とする。)

(特別貸出)

第9条 教職員は、長期貸出をすることができる。

2 特別貸出を受けようとする場合は、次のとおりとする。

- (1) 貸出期間は、一ヶ月以内とする。(ただし、貸出期間内であれば継続貸出ができる。)
- (2) 貸出冊数は、50冊以内とする。

(図書館資料の返納)

第10条 館長は、必要のある場合は、貸出期間中であっても返納を求めることができる。

(貸出禁止資料)

第11条 次の図書館資料は、貸出すことができない。ただし、館長が特に許可したものについてはこの限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞書・年鑑・統計類等の図書
- (3) 逐次刊行物(新聞・雑誌・紀要・パンフレット類)
- (4) ビデオテープ、語学テープを除く視聴覚資料
- (5) その他館長が指定したもの

(相互協力)

第12条 館長は、必要があると認められるときは、他大学・公共図書館等と相互に協力するものとする。

(調査相談)

第13条 図書館は、資料の利用相談及び、研究調査の依頼を受けたときは、文献又は書誌等に基づいて回答するものとする。

(視聴覚資料)

第14条 視聴覚資料を利用する者は、視聴覚資料館内利用票(別記様式4号)に必要事項を記入し、係員に提出して視聴覚室で利用するものとする。

(文献複写)

第15条 図書館資料を複写しようとするときは、著作権法を遵守し、係員の指示に従わな

なければならない。

(賠償)

第16条 館長は、図書館資料を紛失又は損傷した者に対しては、その損害の全部又は一部の賠償を請求することがある。

(利用の禁止)

第17条 図書館の運営を妨げる者に対しては、図書館資料の貸出停止又は図書館の利用を禁止することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、附属図書館運営委員会に諮り、館長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 55 年 4 月 1 日執行の群馬県立女子大学附属図書館利用規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。